

## 資料 3

# 第23回 アジア証券人フォーラム年次総会等 の様相について

平成 30年 11月 21日  
日本証券業協会

# 1. 開催概要

## 1) 開催期間

平成30年10月31日(水)～11月2日(金)

## 2) 会場

インドネシア(バリ)、ソフィテル バリ ヌサ ドゥア

## 3) 会議テーマ

証券会社の仲介者としての役割:フィンテック及び将来の課題の検討

## 4) 参加者

- ◆ 今回の総会には、アジア(1機関)、オーストラリア、中国、台湾、インド(2機関)、インドネシア、日本、韓国、モンゴル、ニュージーランド、フィリピン、ロシア、タイ(2機関)、トルコ、ベトナムの17か国・地域18機関から約80名が出席した。
- ◆ 上記以外に、現地インドネシアの金融庁(OJK)、証券取引所、証券保管振替機構、清算機関、証券会社、バリ市関係者、報道機関等約20名が参加した。
- ◆ パネルディスカッションには、ASFメンバーのほか、関係機関の専門家(インドネシア金融庁(OJK)、投資者教育国際フォーラム(IFIE)、世界自然保護基金(WWF)、グローバルコンパクトネットワーク・インドネシア(GCNI)がパネリストとして参加した。

## 2. 今回の総会のポイント

- ◆ 事前のメンバー会合では、ロシア全国金融協会（NFA）の新規加入が報告され、ASFのメンバー機関が合計23機関となった。また、2023年までの総会主催機関が確認された（P.3参照）。
- ◆ ASF内にSDGsの推進に関するワーキンググループが設置され、9月18日に開催した第1回電話会議でバリ宣言案の最終化等を行ったこと、今後ASFメンバー国・地域内でのESG投資等に関するサーベイを予定していることが報告された（P.3参照）。
- ◆ 総会では、インドネシア金融庁のエグゼクティブ・チェアマンによる基調講演のほか、各メンバーから各国・地域の市場の状況・課題についての報告、「証券会社に対してフィンテックがもたらす機会と課題」、「フィンテック及び投資者保護に対する規制の枠組み」、「国際的な規制がもたらす予期せぬ結果」、「資本市場のSDGsへの貢献」についてパネル・ディスカッションを行った（P.5～12参照）。
- ◆ ASFとして、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向け連携・協力を推進する決意を示した「SDGsに関するバリ宣言」を採択し、本協会の鈴木茂晴会長がスピーチを行った（P.13～17参照）。
- ◆ バリ宣言の採択後、スラウェシ島で起こった地震被災者支援のためAPEIから寄付金の贈呈式が行われたほか、SDGsアクティビティとして会議後にウミガメの保護施設を訪問し体験活動を行った（P.18参照）。

平成30年10月31日(水)

14:00-  
15:00

## 事前会合

### 主な 内容

- 新規加入したロシアの全国金融協会(NFA)が組織の概要を紹介した。
- 新たに設置されたSDGsの推進に関するワーキンググループ(WG)について事務局(本協会)より、
  - ・ASFメンバー10機関が参加するWGの創設及び9月18日に開催された第1回電話会議の報告
  - ・バリ宣言の趣旨・採択の経緯及びセレモニーについての説明を行い、今後のWGの活動予定として、ASFメンバーが所属する国・地域におけるESG関連市場の状況等についてサーベイを行うことが了承された。
- 最近及び今後の関連国際イベントとして、以下の会合が紹介された。
  - ・ 2018年4月 IFIE-IOSCO国際コンファレンス (主催:日本証券業協会)
  - ・ 2018年7月 インド・韓国資本市場協力フォーラム(主催:ボンベイ証券取引所参加者フォーラム)
  - ・ 2018年10月 ASF東京ラウンドテーブル (主催:日本証券業協会)
  - ・ 2018年12月 第2回 グリーンボンドセミナー (主催:国際資本市場協会、日本証券業協会)
- 2018年以降の年次総会の開催地は以下のとおりとすることが了承された。
  - ・ 2019年 トルコ
  - ・ 2020年 インド
  - ・ 2021年 モンゴル
  - ・ 2022年 ベトナム
  - ・ 2023年 ニュージーランド

平成30年10月31日(水)

15:00-  
16:30

## IFIEアジアチャプター中間会合

### 主な 内容

- ASF総会開催の機会を捉え、投資者教育国際フォーラム(IFIE)アジア地域支部の中間会合が同時に開催された。本協会の石倉執行役がIFIE議長として挨拶を行い、国際部の宮原専任主事がアジアチャプター議長として議事を進行した。
- メンバーもしくはオブザーバーとして、オーストラリア、インド、日本、韓国、インドネシア、モンゴル、シンガポール、フィリピン、トルコ、ロシアの10か国・地域11機関から16名が参加した。
- IFIE事務局長のKathryn Edmundsonより、最近のIFIEの活動状況、特に新興国との協力・連携について説明があった。
- BBF(インド):国際証券市場協会(ICSA)の新興市場WGが実施した新興国の投資者教育の実態に関する調査「新興市場6か国の投資家教育と投資家保護の取り組み」の結果概要について、内容を取りまとめたBBF(ボンベイ証券取引所傘参加者フォーラム)が報告した。
- 金融教育の学校カリキュラムへの取り込み状況や高齢者等と取引する際の年齢等を踏まえた投資家保護策等に関する各国の状況について、参加者の間で意見交換が行われた。
- 以下の参加機関が事例紹介を行い、それに対する各国の取組み状況等についての意見交換を行った。
  - TCMA(トルコ) : ①SNS・メディアを活用した活動事例  
②大学生を対象とした金融教育活動等の実績等の活動報告
  - 日本証券業協会: ①World Investor Week (WIW)に関する本協会の取組みについて  
②学習指導要領改訂の状況についての追加報告

# 3. プログラム(3)

平成30年11月1日(木)

08:30- 09:30 歓迎挨拶  
Karman Pamurahardjo氏 インドネシア証券業協会(APEI) 会長

- 主な内容
- 主催機関を代表して、APEIのKarman Pamurahardjo 会長が歓迎挨拶を行った。
  - ゲストスピーカー、参加者への謝辞のほか、市場環境が急速に変化する中でASFメンバー間の情報の共有・交換、ベストプラクティスの共有が行われることへの期待、及び今後ASFがグローバルな持続可能な開発目標(SDGs)に貢献していくことへの支持が表明された。

08:30- 09:30 基調講演  
Hoesen氏 インドネシア金融庁(OJK) エグゼクティブ・チェアマン

- 主な内容
- 人類は、蒸気機関の発明による産業革命、電気の活用、ITの革新をへて、更にデジタル技術を発展させようとしている。金融市場では今後Fintechの動向が鍵となるが、規制・業界のプラクティスにより、健全な発展を支えていくことが重要である。今回の総会でASFが行おうとしているSDGsに関するバリ宣言を高く評価する。インドネシアの金融関係者もこれに深く関与していきたい。

平成30年11月1日(木)

10:00-  
16:15

マーケット・レポート

主な  
内容

- 各ASFメンバーが、自国・地域の経済・市場の状況や規制環境、業界の課題・取組み等について最近の動向を報告した。本協会からは、現在注力している取組みとして二つの観点から紹介した。
  - ・ ①レジリエンシー  
高齢化が進んでいる日本では、個人の自助努力による資産形成の重要性が高まっており、これを支援するNISA、ジュニアNISA、iDeCo等の個人の資産形成を後押しする制度が設けられている。本年1月からは新たに長期少額投資を促すつみたてNISAも導入された。本協会は、これら制度の普及促進に努めており、口座開設や投資資産残高は順調に増加している。
  - ・ ②サステナビリティ  
本協会のSDGsに貢献するための活動として、SDGs宣言を採択し公表したことを報告したほか、本協会がスポンサーとなり放映した、SDGsに関する活動を紹介するTV番組「フューチャー・ランナーズ」のビデオ(英語字幕版)を紹介した。



TV番組「フューチャー・ランナーズ」  
英語字幕版を紹介

# 3. プログラム(5)

平成30年11月1日(木)

16:15-  
17:30

パネルディスカッション I :証券会社に対してFintechがもたらす機会と課題  
モデレーター: Mushtaq Kapasi ICMA アジア太平洋地域事務所 事務局長  
パネリスト: Youci Meng SAC(中国証券業協会) 副会長  
Mei Ling Kuo CTSA(台湾証券業協会) Convenor of FinTech Task Force  
Tran Hai Ha VASB(ベトナム証券業協会) General Director, MB証券  
Luke Lim SAS(シンガポール証券協会) 副会長(フィリッパ証券Managing Director)

## 主な 内容

- ベトナムは人口の59%しか銀行口座を保有していないが、2020年までに70%までの増加を見込んでいる。一方で、インターネットとスマートフォンの高い普及率と、規制の整備による当局の後押しによってe-walletなどの電子決済の増加などFintechは急成長している。
- 中国では政府を挙げて人工知能(AI)の活用についての検討を行うなど、Fintechを強力的に推進しており、証券業界としてもSACとしてはブロックチェーン技術を使った取引の業界標準の策定や、継続的なトレーニングの提供に際してFintechを活用するなどの取り組みを行っている。
- Fintechは既存の証券会社に対して労働コストの低下、収入増加、新規事業の機会、顧客満足の上昇、経営効率化、サイバーリスクの低減などの機会をもたらすことが期待される。さらには、ブロックチェーンの技術によって金融商品の決済期間を大幅に短縮化できる可能性もある。
- 一方、Fintechによるサービスは模倣が容易な点や証券会社での質の高い人材の確保が課題となる。さらに、新興企業でもトークンの発行によって資金調達を短時間で容易にできることやP to P レンディングなど貸手と借手がFintechのプラットフォームで直接取引ができるようになることにより、既存の金融機関や証券会社の脅威となりうる。
- Fintech の急速な進歩により規制が追い付かないこともあるが、新たな技術の成長を阻害することのないように柔軟な監督が必要であり、また特に個人投資家に対しては仮想通貨などの新技術による金融商品のリスクについての啓蒙をしていくことが重要である。

# 3. プログラム(6)

平成30年11月2日(金)

08:30- パネルディスカッションⅡ：フィンテック及び投資者保護に対する規制の枠組み  
09:30 モデレーター：Nguyen Hieu VASB(ベトナム証券業協会)、ロンベト証券 General Director  
パネリスト：I Made B. Tirthayatra インドネシア金融庁 Investment Management Director  
Robert Colquhoun AFMA(豪州金融市場協会) Company Secretary, Financial Controller and Director, Policy  
Kathryn Edmundson 投資家教育国際フォーラム(IFIE) 事務局長  
Uttam Bagri BBF(ボンベイ証券取引所参加者協会) 会長

## 主な内容

- インドネシアでは投資信託の商品数、運用資産額ともに毎年急速に増加しており、平均で運用資産額は21%、商品数は244商品増加している。多くの新たな投資者はデジタルプラットフォームからのアクセスであるが、人口の0.3%しか投資信託に投資していない。デジタル化を通じて投資信託の投資者ベースを拡大するためには、規制、投資運用システムの統合、運用会社と販売会社が顧客基盤を確保するために協力できるようにすることなどを一つ一つ行っていくことが重要である。
- Fintechの懸念点は、新たなサービスに対する責任が不明確な点である。現在は新たな技術を使って金融サービスを簡素化しようとしているが実際は複雑な仕組みのものもあり、従来の金融商品と同様に個人に十分な理解をしてもらうような説明が必要である。
- オーストラリアでは政府を挙げてFintechを推進しており着実な成長過程に入っている。今後2019年までに、顧客の同意があれば金融機関の情報をFintech企業と共有できる制度を導入する予定であり、また、Fintechのサンドボックス(試験的導入のフレームワーク)も導入し、企業規模や資本要件を緩和して参入障壁を低くしている。
- インドにおいては規制当局がレグテックを導入することによって、証券会社と顧客や取引情報を効率的に共有することによって、監査や監督のコストを削減することが期待されている。

平成30年11月2日(金)

09:30-10:20 パネルディスカッションⅢ：国際的な規制がもたらす予期せぬ結果 - MIFID、GDPR、EU BMR

モデレーター：David Lynch AFMA(豪州金融市場協会) CEO

パネリスト：Paul Atmore NZFMA(ニュージーランド金融市場協会) CEO

Yong Won Kwon KOFIA(韓国金融投資協会) 会長

## 主な内容

- 豪州のように外資のプレゼンスが大きい市場はグローバルな規制の影響を受けやすい。公的なグローバル基準にはFSB、IOSCO、BCBS等が設定するものがあり、国内規制に落とし込む必要がある。他方、各法域の規制がグローバルに影響する例として、欧州のMIFID2、ベンチマーク規制(BMR)、米国のドッド・フランク法等があり、影響を受ける部分は当該国の承認等を受ける必要がある。
- ニュージーランドでは、OTCデリバティブを中心に外国規制に大きな影響を受けている。EUのBMRに関して、ニュージーランドは第三国として、ライセンスの制度を利用し外部認証を受けることとしたが、コンプライアンスに係るコストは無視できない。リサーチ費用のアンバンドリングの影響も大きい。OTCデリバティブ取引の証拠金規制にも対応を迫られており、国内規制の対応が整うまで、海外のカウンタパートが取引を敬遠する状況となっている。
- 欧州BMRを受け、KOFIAではadministratorを務めるCD金利、KOSPI200等のベンチマークをESMA、英国FCA等に登録予定。英国FCAに認証された場合もBrexit後のEU域内での有効性には不透明性が残る。MIFID2は金融商品の適用範囲が拡大され、取引情報の開示が拡大、OTC市場の規制強化が行われた。リサーチ費用のアンバンドリングも大きな課題となっている。欧州のGDPR(個人情報規制)もインパクトが大きく、パラダイムシフトをもたらすかもしれない。
- 国際的な規制については、各国が連携して意見を発信していくことが有効と考えられる。

# 3. プログラム(8)

平成30年11月2日(金)

10:35- パネルディスカッションⅣ：資本市場のSDGsへの貢献  
11:30 モデレーター：川村 雄介 日証協(JSDA) 自主規制会議委員、大和総研副理事長  
パネリスト：Mushtaq Kapasi ICMA アジア太平洋地域事務所 事務局長  
Lise Pretorius 世界自然保護基金(WWF) Sustainable Finance Engagement Manager  
Y.W. Junardy インドネシア・グローバルコンパクト・ネットワーク(IGCN) President

## 主な内容

- 日本では、官民を上げてSDGsへの取組みを推進している。政府が省庁横断型の懇談会を設置したほか、環境省がグリーンボンドのガイドラインを公表し、更に同省のESG投資に関する懇談会がESG投資の提言を取りまとめた。投資家サイドでもGPIFがESG投資に強いコミットメントを表明している。日証協は、SDGs推進本部・懇談会及び3つの分科会を設けて取り組んでいる。
- WWFでは60名がサステナブルファイナンスに従事しており、タクソノミーの整理、グリーン金融商品の組成に関する金融機関等への助言を行っている。気候変動、土地利用の変化、水の利用等の影響で現在3~4℃の気温上昇が予想されており(パリ協定の目標は2℃)、安全が脅かされている。人間の経済活動を天然資源や自然環境の持続可能な範囲内にとどめることが重要である。
- あらゆる事業や金融商品の投資内容について、プラスもマイナスも含め全てのインパクトを科学的に把握する必要がある。リスク低減への取組み内容を比較可能な形で測定する必要がある。サステナブル・ファイナンスについては、ベスト・プラクティスの共有が重要である。

次頁に続く➡

# 3. プログラム(9)

平成30年11月2日(金)

10:35- パネルディスカッションⅣ：資本市場のSDGsへの貢献  
11:30 モデレーター：川村 雄介 日証協(JSDA) 自主規制会議委員、大和総研副理事長  
パネリスト：Mushtaq Kapasi ICMA アジア太平洋地域事務所 事務局長  
Lise Pretorius 世界自然保護基金(WWF) Sustainable Finance Engagement Manager  
Y.W. Junardy インドネシア・グローバルコンパクト・ネットワーク(IGCN) President

## 主な内容

- 歴史的に見ると、まず国際開発銀行等がグリーンボンドを発行し、その後様々な機関が参入する中で基準設定と信頼性確保のため、ICMAが中立的組織としてグリーンボンド等のガイドラインを公表し市場の発展に努めてきた。ICMAの原則はプロセスと情報開示にフォーカスしている。
- 昨年全世界で1,500憶ドル相当のグリーンボンドが発行されており、近年急速に増加している。発行体の増加とともに、市場の整備、基準の向上に関し各国の取組みが進んでいる。
- 国連のグローバルコンパクトは、ビジネスとNGO等との連携のため設立され、9000のビジネスメンバーと4000の非ビジネスメンバーが参加し、9つのクロスプラットフォームを通じて活動を行っている。SDGsにも深く関与しており、インドネシアでは4つのSDGsの優先目標を掲げ、プラットフォームを活用して取り組んでいる。
- 金融・証券分野の取組みとして、持続可能な取引所連合(SSE)に世界の76の取引所が参加している。ESGに関するレポートニングのイニシアチブとして、インドネシア金融庁(OJK)は2021年までにGRI(グローバル・レポートニング・イニシアチブ)に準拠した非財務情報の報告を金融機関や上場企業に求めている。また、OJKではサステナブル・ファイナンスのロードマップを定めて取り組んでいる。

# 3. プログラム(10)

平成30年11月2日(金)

11:30- 12:00 SDGsに関するバリ宣言  
鈴木茂晴 日本証券業協会 会長兼CEO

主な  
内容 P.14~16参照

スラウェシ島災害被害者への寄付金贈呈式：  
APEI (インドネシア証券業協会) 会長

主な  
内容 ● 8月26日にインドネシア・スラウェシ島中部で発生した大規模な地震の被災者支援のため、APEIから被災者支援機関に対する1億5000万ルピア(約120万円)の義援金の贈呈式が行われた。

2019年ASF年次総会開催地の紹介：  
Ilkay Arikan TCMA (トルコ資本市場協会) Secretary General

主な  
内容 ● 次回ASF年次総会を主催するトルコ資本市場協会(TCMA)より、開催時期を2019年11月とすることの発表と、プロモーション・ビデオを用いた開催予定地イスタンブールの紹介が行われた。

閉会挨拶  
Octavianus Budiyannto APEI(インドネシア) 会長

主な  
内容 ● 主催機関を代表して、今回の総会の意義を総括し、閉会挨拶を行った。

- ・今回の総会では、本協会の提唱に基づき、ASFとしてSDGsの達成に貢献する意思を明示することを主眼に、ASFメンバーの賛同を得て「SDGsに関するバリ宣言」を採択した。
- ・採択セレモニーでは鈴木会長がスピーチを行い、総会に参加した全メンバー機関が登壇し、賛同の意思を表明した。

## SDGsに関するバリ宣言

2018年11月2日採択 於バリ インドネシア (仮訳)

アジア太平洋地域は、世界人口の半数以上を占め、高い経済成長を達成又は維持し、世界経済を牽引する役割を担っている。

同地域はまた、世界の最貧困人口の半数以上を占め、急速な産業化と社会構造の変化により、社会及び環境における困難に直面している。

アジア太平洋地域における社会、経済、及び環境問題に対処することは、結果として同地域のみならず世界全体の持続可能な開発に寄与するものである。

証券業界は国際連合が示す持続可能な開発目標の達成のために必要な資金を効率的に配分する上で大きな役割を果たすことが期待されている。これらの状況に鑑み、

次頁に続く➡

# 3. プログラム(12) SDGsに関するバリ宣言



我々アジア証券人フォーラムのメンバーは、  
アジア太平洋地域の証券業界間で意見及び情報を交換し、同地域の証券市場の発展と経済成長に資するという設立の目的を想起し、

世界で最も急速に成長を遂げている地域の証券市場を擁し、相当の地理的範囲と人口を占めるメンバー機関の拡大を反映し、

この地域の証券業界が国際連合の持続可能な開発目標（SDGs）の達成のために重要な役割を果たすことができることを認識し、

ここに、以下の事項に取り組むことを宣言する。  
関係規制当局及び他のステークホルダーと協力し、前述の目標の達成に貢献できる金融・証券市場の発展と維持を促進し、

グリーン及びソーシャルボンド原則やサステナビリティボンド・ガイドラインのように、グローバルな資本市場で広範に実践される、SDGsに貢献するイニシアチブを歓迎・支持し、

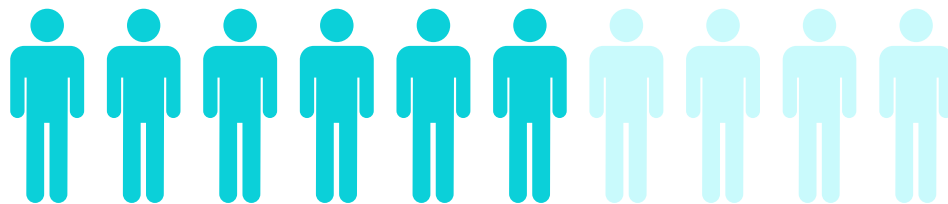
メンバー間における協力を促進し、この分野において我々が情報、知見、経験を共有できるプラットフォームとしての機能を強化する。

\*全文を協会ウェブサイトに掲載 <http://www.jsda.or.jp/katsudou/international/ASF Bali Declaration.html>

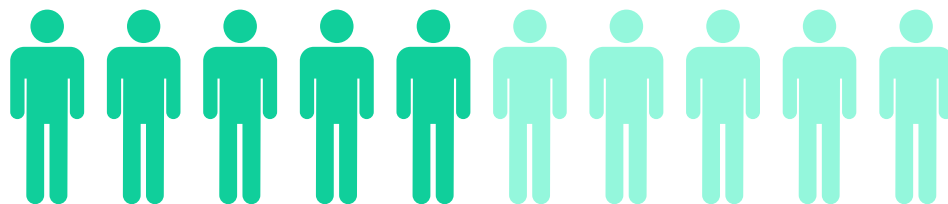
# アジア証券市場にSDGsを広める意義

アジア太平洋地域は、

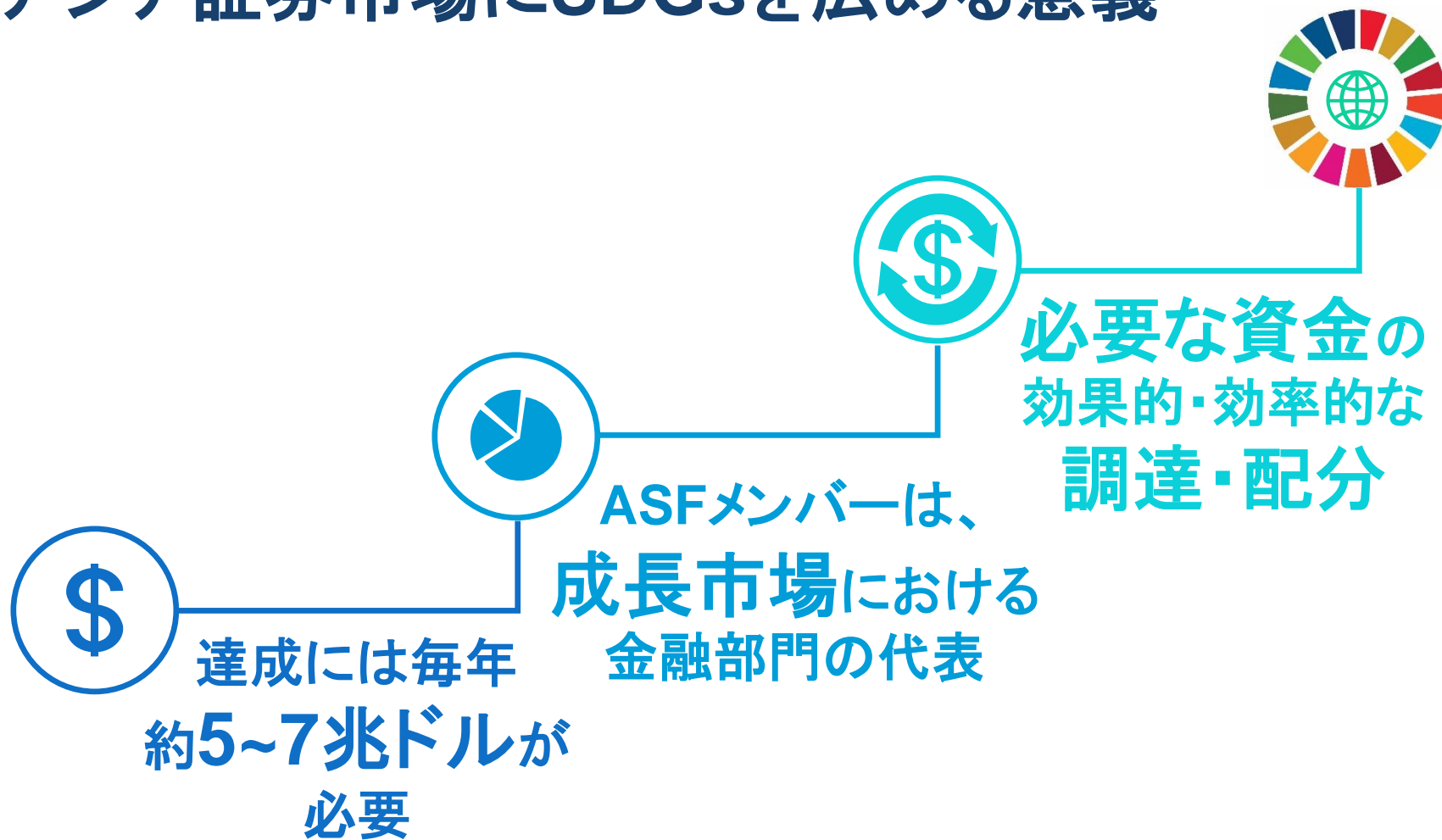
世界人口の割合  
**60%**



世界の最も貧しい  
人々の割合  
**52%**



## アジア証券市場にSDGsを広める意義



# バリ宣言のポイント

1. SDGsに貢献できる金融・証券市場の発展と維持を促進
2. SDGsに貢献するグローバルなイニシアチブを歓迎・支持
3. メンバー間における協力及び情報、知見、経験共有を強化



## SDGs に関する バリ宣言



2018年11月2日採択 於バリ インドネシア

アジア太平洋地域は、世界人口の半数以上を占め、高い経済成長を達成又は維持し、世界経済を牽引する役割を担っている。

同地域はまた、世界の最貧困人口の半数以上を占め、急速な産業化と社会構造の変化により、社会及び環境における困難に直面している。

アジア太平洋地域における社会、経済、及び環境問題に対処することは、結果として同地域のみならず世界全体の持続可能な開発に寄与するものである。

証券業界は国際連合が示す持続可能な開発目標の達成のために必要な資金を効率的に配分する上で大きな役割を果たすことが期待されている。これらの状況に鑑み、

我々アジア証券人フォーラムのメンバーは、

アジア太平洋地域の証券業界間で意見及び情報を交換し、同地域の証券市場の発展と経済成長に資するという設立の目的を想起し、

世界で最も急速に成長を遂げている地域の証券市場を擁し、相当の地理的範囲と人口を占めるメンバー機関の拡大を反映し、

この地域の証券業界が国際連合の持続可能な開発目標（SDGs）の達成のために重要な役割を果たすことができることを認識し、

ここに、以下の事項に取り組むことを宣言する。

関係規制当局及び他のステークホルダーと協力し、前述の目標の達成に貢献できる金融・証券市場の発展と維持を促進し、

グリーン及びソーシャルボンド原則やサステナビリティボンド・ガイドラインのように、グローバルな資本市場で広範に実践される、SDGsに貢献するイニシアチブを歓迎・支持し、

メンバー間における協力を促進し、この分野において我々が情報、知見、経験を共有できるプラットフォームとしての機能を強化する。

# 3. プログラム(11)

平成30年11月2日(金)

14:30- 16:30 SDGs アクテビティー  
ウミガメ保護センター訪問、体験活動

- 主な内容
- 会議終了後、SDGsアクテビティーとしてウミガメの保護施設を訪問し、保護活動の説明を受けるとともに、孵化したウミガメを海に放流する体験活動を行った。
- ・ インドネシアの海岸には、世界に7種類存在するウミガメのうち、6種類の産卵場所があるが、食用や土産物、甲羅の輸出等(いずれも現在は違法)のため乱獲され、また、産卵場所の環境悪化により、ウミガメは激減してしまった。
  - ・ 上記センターでは、ウミガメの卵を保護し、孵化した子亀を海に還すとともに、一般市民特に子供向けにウミガメ保護の教育活動を行っている。



保護した卵から孵化した子亀を海に還す活動を参加者全員で行った。



# 4. 会合の様相(その1)



開会挨拶



基調講演



パネルディスカッション1



パネルディスカッション2



パネルディスカッション3



パネルディスカッション4

## 4. 会合の様相(その2)

### バリ宣言採択セレモニーの様相



# (参考)ASFの概要(1)

会議名	アジア証券人フォーラム Asia Securities Forum (ASF)
設立目的	アジア大洋州地域の証券業界の意見・情報交換、同地域の証券市場の発展と経済成長への寄与
設立時期	1995年(本協会の提唱により設立)
メンバー機関	アジア大洋州地域の証券自主規制機関・業界団体
	アジア アジア証券業金融市場協会 (ASIFMA) 国際資本市場協会(ICMA)アジア太平洋地域事務所
	豪州 豪州金融市場協会 (AFMA)
	中国 中国証券業協会 (SAC)
	台湾 台湾証券業協会 (CTSA)
	香港 香港証券業協会 (HKSA)
	インド インド証券取引所参加者協会 (ANMI) ボンベイ証券取引所参加者協会 (BBF)
	インドネシア インドネシア証券業協会 (APEI)
	日本 日本証券業協会 (JSDA)
	韓国 韓国金融投資協会 (KOFIA)
	マレーシア マレーシア証券業協会 (ASCM)
	モンゴル モンゴル証券業協会 (MASD)
	ニュージーランド ニュージーランド金融市場協会 (NZFMA)
	ロシア ロシア全国金融協会 (NFA) *新規加入
	フィリピン フィリピン証券業協会 (PASBDI)
	タイ タイ証券業協会 (ASCO) タイ債券市場協会(ThaiBMA)
	トルコ トルコ資本市場協会 (TCMA)
	ベトナム ベトナム証券業協会 (VASB) ベトナム債券市場協会 (VBMA)
	イラン イラン証券取引仲介者協会(SEBA)
	シンガポール シンガポール証券業協会(SAS)

# (参考)ASFの概要(2)

<b>年次会合</b>	毎年各国持ち回りで、3日間(事前会合を含む)にわたって開催。内容は、主催者が基本的なテーマを定め、ホスト国のゲストスピーカーによる基本テーマに沿った基調講演、各国・地域の報告及び3~4のパネル・ディスカッションから構成される。本協会は、3年に1回程度日本で開催する旨第一回会合時に申し出ている。
<b>会議の目的</b>	共有する課題についての情報・意見交換及びメンバー間の親睦
<b>事務局</b>	日本証券業協会が常設事務局を務めており、主催者と協力して会議を運営
<b>費用</b>	年会費無し
<b>ASFセミナー</b>	本協会の提唱により、2006年3月から「アジア証券人フォーラム(ASF)セミナー(2010年よりアジア証券人フォーラム(ASF)東京ラウンドテーブルとセミナーの名称を変更)」を開催している。本セミナーは、アジア諸国における証券市場の発展と自主規制機関の育成を支援することを主たる目的として、アジア諸国の証券市場の自主規制機関等から研修生を招き開催している。本セミナーでは、我が国の証券規制及び証券市場の枠組みについて、本協会、規制当局、取引所、証券会社等による研修が行われる。

## ASF年次総会の開催地

1995年	日本	東京	2006年	韓国	ソウル	2016年	フィリピン	マニラ
1996年	韓国	ソウル	2007年	フィリピン	セブ	2017年	日本	東京
1997年	フィリピン	マニラ	2008年	香港	香港	2018年	インドネシア	バリ
1998年	日本	神戸	2009年	オーストラリア	シドニー			
1999年	台湾	台北	2010年	中国	北京	(今後の予定)		
2000年	日本	東京	2011年	日本	大阪	2019年	トルコ	イスタンブール
2001年	タイ	バンコク	2012年	インド	ムンバイ	2020年	インド	
2002年	中国	北京	2013年	台湾	台北	2021年	モンゴル	
2004年	インドネシア	バリ	2014年	タイ	バンコク	2022年	ベトナム	
2005年	日本	京都	2015年	韓国	ソウル	2023年	ニュージーランド	

## 第14回 アジア証券人フォーラム(ASF) 東京ラウンドテーブルの様相について

平成30年 11月 20日  
日本証券業協会

## 開催概要(1)

- 去る9月10日(月)から14日(金)の間、アジア諸国の証券市場の自主規制機関、業界団体、規制当局等から参加者を招き、第14回目となるアジア証券人フォーラム(Asia Securities Forum: ASF) 東京ラウンドテーブルを開催した。
- 本セミナーは、本協会によるアジア諸国への証券市場の発展、特に証券自主規制に関する支援の一環として毎年開催している。
- 平成18年3月に開始された本セミナーは、近年のアジア証券市場の発展とも相俟って年々参加者の数が増え、今回は計20の国・地域から22名が参加した。(別表1参照)
- この結果、第1回からの本セミナー参加者数は、延べ240名となった。

## 開催概要(2)

- 本セミナーでは、協会内講師に加え、大和総研、日本取引所グループ、日本投資者保護基金、証券保管振替機構、証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)、大和証券、金融庁、証券取引等監視委員会、IFIAR常設事務局、IFRS財団アジア・オセアニアオフィスの関係者にもご協力をいただき、日本の証券市場における法規制、取引インフラ、関係機関の業務内容等を紹介する各種講義を行った。(別表2参照)
- また、最終日には参加者が各機関の概要や市場の現状及び課題についてプレゼンテーションを行い、各プレゼンテーションに対する質疑応答や意見交換が参加者間で行われた。なお、本年次セミナーでは、アジア市場の展望と課題についてアジア開発銀協研究所エコノミスト根本氏による講演が行われた。

## 第14回 ASF東京ラウンドテーブル参加機関

国・地域	機 関
アジア	アジア証券業金融市場協会 (ASIFMA)
台湾	台湾証券業協会 (CTSA)
香港	香港証券業協会 (HKSA)
インド	インドナショナル証券取引所参加者協会 (ANMI)
	ボンベイ証券取引所参加者協会 (BBF)
韓国	韓国金融投資協会 (KOFIA)
マレーシア	マレーシア証券業協会 (ASCM)
モンゴル	モンゴル証券業協会 (MASD)
タイ	タイ債券市場協会 (Thai BMA)
トルコ	トルコ資本市場協会 (TCMA)
ベトナム	ベトナム証券業協会 (VASB)
	ベトナム債券市場協会 (VBMA)
フィリピン	フィリピン証券取引所 (PSE)
シンガポール	シンガポール証券業協会 (SAS)
バングラデシュ	バングラデシュ証券取引委員会 (BSEC) *
カザフスタン	アスタナ国際金融センター (AIFC)*
カンボジア	カンボジア証券取引委員会 (SECC) *
ラオス	ラオス証券委員会 (LSCO) *
ミャンマー	ミャンマー証券取引委員会 (SECM) *
ネパール	ネパール証券委員会 (SEBON) *
スリランカ	スリランカ証券取引委員会 (SECSL) *
ウズベキスタン	ウズベキスタン共和国証券市場協力開発センター (CSM) *

(\*印はASFの非正規メンバー)

# 14th ASF Tokyo Roundtable

September 10 – September 15, 2018



別表 2

## 第14回 ASF東京ラウンドテーブル プログラム

日程	プログラム	講義担当機関
9/10 (月)	1 オリエンテーション、協会の概要	日本証券業協会
	2 日本の証券市場の歴史及び概要	大和総研
	3 証券業協会の会費体系	日本証券業協会
	4 協会の自主規制機能(自主規制の枠組み、証券界の自主規制ルール)	日本証券業協会
	5 エクイティ市場(市場外取引、クラウドファンディング等)	日本証券業協会
9/11(火)	6 東京証券取引所の業務	日本取引所グループ
	7 公社債市場(債券市場概要、債券価格公表制度)	日本証券業協会
	8 監査 (協会監査、他機関との監査の分担)	日本証券業協会
	9 処分 (処分の決定方法、規制当局への報告)	日本証券業協会

# 14th ASF Tokyo Roundtable

September 10 – September 15, 2018



別表 2

## 第14回 ASF東京ラウンドテーブル プログラム

日程	プログラム	講義担当機関
9/12 (水)	10 外務員資格制度・資格試験、及び外務員登録制度	日本証券業協会
	11 証券会社役職員の研修制度	日本証券業協会
	12 紛争処理	FINMAC
	13 投資者教育	日本証券業協会
	14 証券保管振替システムの概要	証券保管振替機構
	15 投資者保護基金の概要	日本投資者保護基金
9/13 (木)	16 大手証券会社のコンプライアンス体制の概要	大和証券
	17 証券市場規制概要	金融庁
	18 証券取引等監視委員会の概要	証券取引等監視委員会
	19 IFIAR事務局の活動紹介 IFRS財団東京事務所の活動紹介	IFIAR事務局 IFRS財団アジア・オセアニア オフィス
9/14 (金)	20 【ラウンドテーブル】各市場の課題に関するプレゼンテーション 【ラウンドテーブル】アジア市場の課題と展望	参加者全員 アジア開発銀行研究所
	21 セミナー統括	日本証券業協会

(参考)

## ASF東京ラウンドテーブル Alumni Network (同窓会)の設置について

- アジア太平洋地域の金融・証券業界団体及び当局からのASF東京ラウンドテーブルの参加者は 240名(累計)以上となった。
- 過去の参加者が出身国それぞれの証券市場で活動していることから、過去の参加者同士の情報交換及びASF事務局とのコミュニケーションの円滑化を図るためのプラットフォームとして、「ASF東京ラウンドテーブル Alumni Network (同窓会)」を設置した。
- 今後のアジア太平洋地域の業界間の連携・協力を活用されることを期待している。